

## 診療所休止・再開届について

[様式 1 1]

1 診療所を休止したときは、休止後 10 日以内に保健所長宛に届書を 2 部提出してください。また、診療所を再開したときは、再開後 10 日以内に保健所長宛に届書を **2 部**提出してください。そのうちの 1 部を控えとして交付しますので、大切に保管してください。

### 2 注意事項

- ① 休止期間については、医療法第 29 条第 1 項第 1 号との整合性を踏まえ、6 か月以内が適当と考えられます。
- ② 臨床研修等修了医師（個人）、臨床研修等修了歯科医師（個人）以外（即ち法人など）の場合、1 年を超えて休止することは認められません。
- ③ 休止日（再開日）の翌日から起算して 10 日を経過しているときは、「遅延理由書」を 2 部提出してください。

診療所（休止・再開）届

令和 年 月 日

（あて先）姫路市保健所長

開設者住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

開設者氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名）

電話 — — （担当： ）

次のとおり診療所を（休止・再開）したので、医療法第8条の2第2項の規定に基づき届け出ます。

1 診療所の名称

2 診療所の所在地 〒 -

TEL - - FAX - -

3 休止・再開年月日 令和 年 月 日

4 休止・再開の理由

5 休止の予定期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日